

第十五回国会 外務委員会 議 録 第十号

昭和二十七年十二月十七日(水曜日)
午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 栗山長次郎君
理事 池田正之輔君 理事 谷川 昇君
理事 松本 龍藏君 理事 加藤 勘十君
理事 田中 稔男君

今村 忠助君 植原悦二郎君
木村 武雄君 近藤 鶴代君
中山 マサ君 西川 貞一君
馬場 元治君 松田竹千代君
森下 國雄君 山崎 岩男君
安東 義良君 楠山義太郎君
高岡 大輔君 並木 芳雄君
中村 高一君 松岡 駒吉君
福田 昌子君 帆足 計君
黒田 壽男君

出席政府委員

法制局次長 林 修三君
外務政務次官 中村 幸八君
外務事務官 下田 武三君
(条約局長)
運輸事務官 荒木茂久二君
(航空局長)

委員外の出席者

運輸事務官(航空局長) 山崎 城君
空路総務課長 佐藤 敏人君
専門員 村瀬 忠夫君

十二月十五日

委員中山マサ君辞任につき、その補欠として山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員山村新治郎君辞任につき、その

補欠として中山マサ君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員大橋武夫君辞任につき、その補欠として山崎岩男君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十一日

海外抑留同胞引揚促進等に関する請願(平塚常次郎君紹介)(第七一〇号)
同(岡本茂君外四名紹介)(第七一一号)
同(木村文男君紹介)(第七一二号)
旧焼津飛行場の開放に関する請願(西村直己君紹介)(第七一五号)
同月十三日
姫子島周辺の駐留軍砲撃演習に伴う禁止区域の解除等に関する請願(西村茂生君紹介)(第八一〇号)
駐留軍徳山貯油所沿岸海面禁止区域の解除等に関する請願(西村茂生君紹介)(第八一一号)

同月十六日

沖繩、奄美大島及び小笠原諸島の日本復帰促進に関する請願(池田正之輔君紹介)(第一〇三八号)
駐留軍使用不動産返還に関する請願(芳賀貴君外一名紹介)(第一一六二号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十五日

海外抑留者の引揚促進並びに留守家族援護の強化に関する陳情書(群馬県議会議長金子金八)(第七一六号)

操業漁船の沖繩近海諸島寄港に関する陳情書(鹿児島県枕崎市長山之内梓外一名)(第七一七号)
韓国の海洋主権宣言線と国連軍の海上封鎖措置に関する陳情書(山口県議会議長二木謙吉)(第七七三号)
同月十六日
諸国民平和大会出席者への旅券交付に関する陳情書(小樽市長安達与五郎外二名)(第八三〇号)
海外抑留者の急速帰還及び戦争犠牲者等に対する援護に関する陳情書(高知県町村会長森田茂亀)(第八三一号)

海外抑留者の引揚促進並びに留守家族援護の強化に関する陳情書(静岡県議会議長大石文一郎)(第八三二号)
引揚促進並びに戦犯者減刑等に関する陳情書(全国市長会会長中井光次)(第八三三号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)(参議院送付)

○栗山委員長 ただいまから外務委員会を開きます。

日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。本件

に関する質疑を継続いたします。

○並木委員 この民間航空運送協定ができると、両国の国内の航空はどうなるでしょうか。国際間の航空とともに、国内を輸送できるかどうか、日本がアメリカに行つてアメリカの国内の輸送に従事することができると、アメリカがこつちへ来て日本の国内航空に従事することができると、その点をまず伺いたい。

○下田政府委員 御質問の点に關しましては、協定の第五条(B)という規定がございますが、各締約国は、他方の締約国の航空機に対して、有償又は貸切でその領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む許可を与えない権利を有する。つまり、日本の飛行機がアメリカの領域内で、アメリカ領域内の他の地点に向けて運ばれる旅客、貨物、郵便物等を積み込む許可を与えない権利を有するといふことが、文理上は許可を与えないことができるといふことでありまして、もしできればそういうことができる建前になつておりますが、実際問題として、日米両国とも相手国の航空機に国内運送を許す意向はございませんので、実際問題としては行われないうことになると思ひます。

○並木委員 では運送輸送の方はどうですか。

○下田政府委員 第五条の規定は、いわゆる船の方で申しますと、カボタージュでございまして、国内輸送だけを許可しない権利があるわけで、従いまして日本からずつと通して乗っているお客さんが、サンフランシスコからカリフォルニア、現在の線ではありませんが、ワシントンまで行くといふと、日本から乗つて来たお客さんをサンフランシスコですべておろしてしまつて、もうサンフランシスコからワシントンまではアメリカの輸送だからといつて、全部おろしてしまつてしまふことは、必要ないわけですね。連帯の国際輸送で、東京ワシントン間の切符を持つておられるお客さんは、おろさないでそのまま乗せることができるわけでありまして、ただ第五条(B)に書いてありますことは、サンフランシスコで新たにワシントン行きのお客さんや荷物を積んではいけない、それだけのことであります。

○並木委員 航空局長に、アメリカを中心とした日本の国際航空のこれからの方針について伺いたいのでございまして。今国際航空につき相当申請をしておる会社があると思ひます。アメリカの航路などに対しての申請の状況はどうであるか、それに対して当局としてはできるだけ多くの会社に許可する方針であるか、あるいはまた一社だけに許可するか、私どもの考えとしては、こういう協定ができますれば、なるべく多くのものに許可を与えて、そうして日本の航空が活発になることが望ましいのでありますけれども、そういう点、いかなる方針で臨んでおられるか、お伺いしたい。

○荒木政府委員 今国際線につきまし

て申請書は三つ出て来ております。一つは、現在やつております日本航空株式会社にございます。一つは、大阪商船を中心として、世界航空株式会社にございます。一つは、そういう名称で「アメリカのカリフォルニア・イースタン」という、航空会社といいますが、飛行訓練学校で、終戦後マツと申してありますが、ミタリ・エア・トラックスポート・サービスというのがあります。その下請をやつておる小さい会社でございます。それから飛行機乗員の協力を受けて、なおその会社から四分の一の資本金出資を受けて、開始しようとするものであります。先ほどの日本航空株式会社の分は、まだ南米との国と国との間の話合いができておりませんので、ひとまず南米までという事で申請してございしますが、今申し上げました分は南米まで申請いたしております。もう一つは、飯野海運株式会社が、現在羽田に飛んで来ておりますオランダのKLMと、トリップ・チャーターといつていいような内容の契約をするという事で、羽田まで来ました飛行機を飯野海運がクルーズでチャーターしまして、これをホノルルまで延ばして、ホノルルから東京へ帰つて来るこの飛行機は、またその後はそこでトリップ・チャーターが切れて、オランダへ帰る。こういうもので、三つが今出ておるわけでございます。複数にして大いにやらすべしという御意見もございしますが、ところが御存じのように、東京羽田に来ておる国際会社だけでも十一ございまして、世界各國至るところで猛烈なる競争を展開いたしておるわけでございます。アメリカは複数でやつておりま

すが、他のヨーロッパ諸国はたいいて一社でやつておるというふうな実情でございます。航空審議会の答申では、国際線はさしあたり一社でもつて勢力を集中して、この激烈なる国際競争に耐え得るような態勢を立てるべきではないかというふうな答申をいただいております。いろいろ勘案いたしまして、目下いかにするかということを検討中でございます。

○並木委員 滑走路の点でございますけれども、これなどもいふんこのころは幅狭しておつて、一ぱいではないかと思ひます。新しい民間専門の滑走路というものをやはりつくる必要が起つて来るのではないかと思います。その計画はありませんか。

○荒木政府委員 飛行場を民間で設置するというふうな、そういう熱が起りますれば、まことにうれしいことだと思ひますが、まことにそれとだと思ひますが、飛行場を開設するといふ事は、たまたま既存の農地その他をつぶさなければならぬという状態でございます。新しいに大きい飛行場をつくるという事は、遺憾ながら現在の実情では非常に困難でございますが、われわれといたしましてはそういう計画が出て来ることを歓迎する次第であります。なお現在使つております飛行場で、発着の回数が多いものと申しますれば、羽田でございます。板付は別といたしまして、われわれの手に戻つておる羽田でございますが、羽田の現在のキャパシティから申しますと、なるほどラン・ウェイは少しかい。それでもう少し延ばしたいと思ひますが、現在のところすぐ滑走路を新設しなければならぬというほどの発着では

ないと考えております。ただ東京付近に小型機の発着する飛行場がございせんので、何とかそれに適するような飛行場ができれば非常に仕合せという事で、いろいろと考えておる次第であります。

○並木委員 ただいま三つの大きな会社の申請があることとございしますが、大体これは私も早く決定して早くその結についてもらいたいと思ひますが、すけれども、いつごろ最後の決定が行われますか。大体日本航空一本になる見通しが濃いのであるかどうか。

○荒木政府委員 私も一刻も早く国際航空をスタートしたいという事は、並木委員とまったく同様に感じておるわけでありまして。しかしばいつごろまでに結論が得られるかという問題でございますが、これはできるだけ急いでございまして、それは何月の何日までというふうな日を切つて今ここで申し上げるところまで来ておりません。

なお日本航空一本にまともなかどうかという問題は、目下検討中でございます。私からちよつと今申し上げにくい段階でございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○並木委員 今まで外国から輸入された航空機の数量、種類、それはどうなつておりますか。それからなおいろいろ申請中のものがあると思ひます。この申請中のもの、それから今後それを許可する方針、そうしてこれに伴つて外貨の割当ということが非常に重要だろふと思ひますが、外貨の割当は順調に行われておりますかどうか。そこでソールのアメリカだけでなく、ポンドの英国などからも、アメリカ以外のところから外国の航空機を輸入するように

考えておられるかどうか、そういう点について……。

○荒木政府委員 ちよつと今日現在の正確な数字はここに持つておりませんが、十一月一日現在で見ますと、単発機が十八機、双発機が二機、多発機といふのは四発でございますが、四発が四機、ヘリコプターが二機、こういう数字に相なつております。その後私の記憶によりますと、ヘリコプターが三機追加になつております。なお既存のヘリコプター二機は障害を起しておるわけでございます。それから今年中に日航が申請いたしましたDC四がさらに二機追加される予定でございます。このドルの外貨予算の割当は、今までの問題なく進行いたしております。なお外貨の関係からポンド地域から大に輸入しようというふうな意見があるわけでございますが、初期の段階でございますから、あまやか言ふ言ふ必要もありませんが、あまりに機種が多くなりまして、何と申ししましても部品の互換性もございせんし、融通性もございせんので、あまり世界各國のいろいろな飛行機が見本のように入つて来るのもいかにかと考えておるわけです。将来の模様を見まして、そう機種が多くならないようにする方が将来のためによろしいのではないかと、こゝうに考へております。

○委員長退席、谷川委員長代理席

なお国内の関係でいろいろ申請書が出ておる、それをどうするかというお尋ねのように今拝聴いたしました。いろいろ航空機使用事業と申しまして、いろいろこのごろビラをまいたりなんかしておるような宣伝とか、写真測量とか、

魚群探見といふところまで近く行くと思ひますが、そういうたいわゆる産業航空用の事業をやる会社の申請は十以上出ておりますが、これは飛行機も非常に安うございまして、目下のところ安全性の見地において支障のないものは、なるべく許可するという方針で、現在までに七社を許可しておる次第でございます。なおこの外貨の点につきましては、現在のまでの買付につきましては、比較的スムーズに行つておると申し上げようと思ひます。

○並木委員 もう一つ伺ひしておきたいと思ひます。それはだん／＼航空機が盛んになつて参りますと、国内の航空だけならばいいですが、外国へ行く機組士とか乗組員とかそういう者を養成して行く必要が出て参ると思ひます。とにかく言葉なんか違ふところへ行つての、いろいろ戦前にはなかつたむづかしい状態が出て来ると思ひますが、これに対応するためには、やはり政府としても民間航空乗組員養成所あるいは飛行機学校、こういうようなものを設置する必要があると思ひます。ではないかと思ひます。そういう計画も万漏れなくと思ひますが、どういふふうになつておりますか。

○谷川委員長代理退席、委員長着席

○荒木政府委員 まつたくわれ／＼もさうに考へておりました。戦前には非常にたくさん優秀なパイロット、ナヴィゲーターその他の航空要員がおりまして、それが、現在ではまだ日本航空の飛んでおる飛行機も、日本人の手でやれないという状態でございます。これは一刻も早くこの状態から脱却したい。既存の航空士を現在の定期

飛行、その発達した技術に適應するよう
に再訓練をいたしまして、一刻も早
く飛ばしたいというに努力をいた
して、再訓練の学校といふことが、訓
練所といふか、そういうたものを
ぜひ来年度につくりたいといふこと
で、来年度の予算には要求をいたして
おる次第でございます。ぜひ一刻も早
く日本人で日本の空を自由に飛びま
わる態勢をつくりたいといふことは、私
ども心から願ひしておる次第でござ
います。

○並木委員 その点まことにけつこう
だと思ひます。もし来年度実現すれば
場所はどこですか、それから予算と
してはどのくらい要求することになつ
ていますか。

○荒木政府委員 場所につきましては
いろいろあるわけでございますが、何
と申しましたも既存のものを使わなけ
ればなりませんので、いろいろ検討い
たしましたところ、焼津の飛行場です
とビーコンもございまして、あそこが
よいのではなからうか、こういうふう
に考へております。なお幾らの予算が
いるかといふことでございますが、一
応大蔵省に要求いたしておりますのは、
飛行機その他いろいろのものを合
めまして約九億円でございまして、

○安東委員 この協定は結局定期航空
の民間航空機に限るわけでありまし
うが、たとえば新聞社あたり等の持つ
ておる飛行機で、今後対外訪問飛行な
んというのをやり得るわけですか。そ
ういふような場合には、この規定のう
ちでも相当適用し得る面があると思
うのですが、この場合の手続はどうい
ふようになるのですか。

○下田政府委員 この協定は定期航空
だけを規定しておるのでございまし
て、新聞社が親善訪問のように臨時に
外国に飛びたいといふ場合には、その
都度関係国の許可を求めまして、その
許可を待つて初めて行い得ると考えま
す。

○安東委員 この場合に、この規定で
あるいは課税あるいは課税の免除その
他の問題が当然に適用されてしかるべ
きわけですが、そういうようなことに
ついては何ら話し合ひはなかつたので
すか。

○下田政府委員 そういう点は今度の
協定締結交渉で別に両方とも取上げま
せんでした。その都度課税免除その他
も交渉しなければならぬ問題かと思
います。

○中村(高)委員 民間の航空機がこの
条約に基いて運行されております場合
に、事故が起る場合があると思ひので
ありますが、この事故に対してはどん
なふうな解決をされるのか。御承知の
ように米軍の飛行機が方々に落ちまし
て、家を焼いたり、人間が死傷したり
している事例がたゞさんあります。こ
の損害賠償の問題について、いつも被
害を受けました方はアメリカ軍に對し
て手続がなか／＼めんどうであります
て、思ふように損害の請求もできませ
んし、なか／＼手取り早く損害の補償が
受けられないで困つておる事例がたゞ
さんあるのであります。軍用機と違
まして、これは民間の航空機でありま
すが、アメリカに属する民間航空機が
事故を起す場合もありましようし、ま
た日本の飛行機がアメリカに参りまし
て事故を起す場合があると存じます。
その起りました事故の処理はどうい
ふ

ような形で行われますか、その点をま
ず聞いておきたいと思ひます。

○荒木政府委員 これは国際民間航空
条約に日本が加入いたしますと、その
第二十六条によりまして、「締約国の
航空機が他の締約国の領域で事故を起
し、且つ、その事故が死亡若しくは重
傷を含むか、又は、航空機若しくは航
空保安施設の重大な技術的欠陥を示す
場合には、事故の起つた国は、自国の
法律の許す限り国際民間航空機関の勸
告する手続に従つて事故の事情の調査
を始める。右の航空機の登録国には調
査に臨む立会人を派遣する機会を与え
なければならぬ。調査を行う国は、
右の国に對して、その事項に関する報
告及び所見を通報しなければならない
い。」「こういうことになつておるわけ
でございます。結局いわける飛行機に
乗つておるお客さんの事故と、それが
落ちたために地上の第三者に与えた影
響というふうな問題が起り得ると考え
ますが、その問題につきましましては、こ
の航空条約に加入ができましたれば、そ
の線に沿つて行くこととございませ
し、なおそれに關連いたします他の条
約もあることとございまして、日本が
それに入るといふことになりまして、
その規定に従つて処理されることにな
るかと存するのでございまして。

なお現在米軍の飛行機が日本の国内
に落ちたときの賠償等につきましましては、
実は私のところの關係でないもので、詳
細を存じませんので、お答え申し上げ
ることができないわけでありまして。

○中村(高)委員 米軍の方の飛行機の
事故につきましまして、関連をいたして
おりますから、この機会に外務省の方か
ら御答弁を願つた方がよいと思ひま

す。軍の方の飛行機でありますなら
ば、これは行政協定に基いて解決をさ
れると思ひますが、大分この
問題の解決が遅れて、民間側は迷惑を
いたしておるのたゞさんあるものであ
ります。それについては外務省の方で
はどんなふうな御解釈でありますか、
外務省の方からお答え願ひたいと思
ひます。

○下田政府委員 行政協定の第十八条
によりまして、米軍の飛行機が墜落し
て、たとへば民家を焼いたとか、ある
いは人間に傷害あるいは死亡のような
事故を起したといふ場合の規定がござ
います。これは日本側で一応立てかえ
て払つて、そのつけをあと米側側にま
わすといふことになつております。

○中村(高)委員 そうすると、もしア
メリカの飛行機が落ちて、これは上の
方には落ちたから来るのですから、こちら
にはむろん過失はないのであります
が、これは日本政府で立てかえておい
て、全額アメリカの負担になるのです
か、それとも日本も何ばか負担する、
たとえば折半をするとか何とか、どう
いうことになるのですか。

○下田政府委員 これも行政協定に規
定しまして、その損害を補填するため
に払ひました賠償金額は、日米兩國政
府が合意する条件で分担するといふこ
とになつております。いかなる比率で
分担するかといふ点が、実はまだ兩國
間にきまつておらないのであります。
これはアメリカ側は日米半々で分担す
べきであるといふことを主張しており
ます。日本側はNATOの協定にあり
ますように、日本側は一人でアメリカ側
が三、三対一で先方が多く分担しる
といふことを主張しておつたわけであり

ます。そこで比率がきまりませんの
で、とりあえず行政協定をつくりま
すときには、兩國政府が合意する条件で
分担するといふことにして、一応その
問題を回避したわけでありまして。引続
きこの問題は折衝してあるものであり
ますが、目下行つております國連軍協定
との関連におきまして、國連軍協定に
おいては、わが方はNATOの方式、
つまり三対一で、先方が三で日本は一
しか分担しないといふことを主張して
おります。それで何とかしてアメリカ
側をして、行政協定でも三対一の比率
を認めさせようといふ努力をいたしま
して、解決してあります。ただまだ問題
率は解決しないからといつてはつてお
いては、実際に被害をこうむられた民
間の方々が、お気の毒の次第でありま
して、分担はあとで定めることとして、
とりあえず日本側で財政経費をもつて
立てかえて払つておる次第でありま
す。

○中村(高)委員 どうも政府と損害を
受けた被害者との折衝の状況を聞いて
みますと、いつも被害に對する外務省
の方でくくれる金額がまことに少しし
なかつた支払いの手続がめんどうで、な
かなか払われないのでたいへん迷惑を
いたしておるようでありますから、そ
の点については、ひとつ政府において
万全の方法をとつていただきたいとい
う希望を、この機会に申し上げてお
きます。

なおただいまの民間航空の万一の場
合に起きた事故についてであります
が、先ほどの御答弁にもあつたよう
に、事故が起ると調査をするといふこ
とは、國際条約の中にあるのです。双

方から出て調査を行うような規定は確かにあるのですが、行政協定によりますと、損害賠償がちゃんとできる。しかもこれは金額の損害賠償ができる。そして日本政府を相手取って民間人は損害賠償の請求をしてもよろしいという事になっておるのであります。それは軍用機でありますから、そういう行政協定に基いて、はつきりと民事裁判権についての規定があるからいいのですが、この民間航空の協定の中には、どこにもそういう場合の規定がないし、それからこの条約を見ましても、調査をするというようなことはあるのです。さらに進んで、それではどういう方法で、話し合いがつかぬかつた場合にはアメリカの会社を相手取って訴訟を起すのか。それともこの行政協定みたいなものが準用にもなつて、一時日本政府に請求すればいいのか。そういうことがはつきりされないとおそろくこれからたくさん各国の民間航空が参りまして、そうして相当事故の起ることも予想しなければならぬ。その点で、そういう点について、国民に対する損害解決の方法がはつきりされなくては、民間にまた迷惑をかける場合も予想されますので、その点については、ただどうも国際条約で事故の調査をするという程度では満足できないのであります。もう少し何かはつきりしたものがこれからできるのか、今ある協定でも心配ないと言われるのか、この点をひとつ御説明願いたいと思います。

○下田政府委員 ごもつともなお話でございますが、この協定は対象となつております企業が実は両方とも民間の航空企業でございますして、行政協定のようには軍用機、つまり国家の責任に属する問題と違ひますので、この協定におきましては民間の航空機の事故に基いて災害というものは取上げないものであります。つまりそれは双方の国内法の問題である。欧米等におきましては国内法におきまして航空災害補償法という国内法の措置がございまして、民間航空輸送に従事する会社は、もし所属の飛行機で事故が起つた場合のためにどういふ保険をかけておかなければいけぬか、あるいはさらにその再保険の問題等も取上げておいてある場合には国家が一部損害を補償するような措置をとつておる国もあると思ひますが、概してこれは国内法の問題であります。そうしてもし事故が起りましたときに、それではそういう場合どうするかといふ事と、日本で事故が起りますれば、当然日本の法令に従ひまして、被害者は民事の責任を相手会社に提起して、国内法上の保護を求めることができ次第であります。そういうわけでございまして、この協定においては双方の国の民間航空会社が、どういふ条件で乗り入れることができるかという点のみを取上げた次第でありまして、具体的に航空機の事故が起つた場合に損害をどうするかという点は、全部両国の国内問題として、この協定の範囲外に置いておるわけでありまして、またこの協定のみならず、各国が締結しております二国間の民間航空協定におきましても、そういうところまで規定しておる協定はございません。あつてこれ双方の国内法上の問題として触れていない次第でございます。

○中村(高)委員 そうすると、これは民間の航空機であるから、一切は民間の普通の事故の処理と同じように扱へばいいのであつて、特にその点については規定しなくとも、一般の国内における事故の処理方法と同じ方法で処理される、こう解釈してよろしいですか。

○下田政府委員 仰せの通りでございます。

○中村(高)委員 この協定の第十五条に、この協定の解釈または適用に關して紛争の処理方法を定めておる。紛争の処理というものは、何か仲裁で、仲裁裁判所を通じて処理されるというやうなことが書いてあるのですが、これは両国の航空上に関する紛争だけか、それとも何か事故なんかに関したもので、この紛争の処理の中に入るのでしょうか。

○下田政府委員 第十五条の紛争の処理に關する規定は、この協定の解釈または適用に關連して起つた紛争のみの解決方法でございまして、航空事故等の紛争は、全然この協定と關係がない次第でございます。

○中村(高)委員 占領は終えましたが、でも、とにかく行政協定でいろいろの軍事上の制約を日本は受けておるのではありませんか。この国際航空も結局安保条約なり、あるいは行政協定で定められた軍のいろいろの制約はまた受けるのだと思ふのですが、その点については行政協定との間の關係はどうかういふことになるのでございませうか。

○下田政府委員 この協定に基く両国の民間航空輸送と安保条約、行政協定とは全然無關係であります、何らの影響も受けておりません。

○安東委員 先ほどの並木君の御質問に対して、航空局長の方から御答弁があらまして、その中にただいま申請してゐる飯野海運の方でKLMの飛行機を東京からハワイまでチャーターで飛ばす、そういうやうな計画もあるというお話でしたが、そういうやうな場合にこの協定それ自身は、飛行機の実質的な所有あるいは実効的な支配がなくてもさしつかえないのか、その点の御解釈。第九条とも関連しますけれども、第九条を見ますと、航空企業といつてゐる場合に飛行機を別に所有して得ないので、むしろ飛行機の所有あるいはその実質的、実効的支配、それ自体が大きな要素になるというふうにも考えられる。してみればこれはチャーターを一度は原則的には認めてないのではないかと疑ひも起るのですが、この辺の解釈をはつきりしておいていただきたい。

○下田政府委員 第九条の「航空企業の実質的な所有及び実効的な支配」ということが書いてございまして、これはたとへて申しますと、今の飯野海運の問題で、飯野海運の株式を五十一%以上もKLMが持つてゐるとか、アメリカ力が持つてゐるとかというやうな場合、あるいはその重役その他のマネージメントを外国人が實際やつてゐるといふやうな場合の規定でございまして、飯野海運がオランダの航空機をチャーターで借り、借りた以上はその航空機をどう動かすかというものは、借主の飯野海運が自由に定められるわけでありまして、チャーターの場合に実効的支配が飯野海運にないというやうにはとれないで、飯野海運がチャーターしましたKLMの飛行機を自由に使う場合には第九条の問題は起らない。

い、さうに解釈いたします。

○安東委員 けつこうです。

○黒田委員 私は全般的に見まして、わが国と連合国との間の航空条約に、非常に不平等があると申します。それで伺ひしてみたいと思ひます。わが国は「一又は二以上の連合国の要請があつたときはすみやかに、当該連合国と交渉を開始するものとする。」と云うやうに平和条約ではないつておりますが、さうしますと、もし連合国の要請がないときには、わが国の方から進んで連合国中の任意の国に對しまして、民間国際航空運送協定の締結の交渉をすることができないというやうになつておると思ふのです。相手方が意思があれば航空協定の締結の交渉を開始することができるといふのも、わが方からはこの協定締結の交渉の申出をすることができないというやうになつておるのであります。この不平等があると思ふのでありますが、これはこちらから道を開く方法はないのでありませうか、どうでしようか。

○下田政府委員 平和条約第十三条(a)の規定は、仰せの通り不平等な規定でございまして、つまり向うが航空協定の締結を提議したら日本はいやとは言へぬ、必ず交渉を開始しなければならぬ義務があるわけですね。しかし、この規定はそれだけのことを規定したのであります。その反對に、日本側から航空協定の締結を提議してはならぬといふことは書いておりません。従ひまして、それは自由に残された分野の問題でありますから、わが方は、必要と認めましたら、どんな航空協定の締結を申し込んでいいわけでありまして、

○黒田委員 その点ははつきりいたしました。その次にお尋ねしたいと思ひます。通商条約の締結につきましては、待遇の許与につきまして相互主義がとられておられると思ひます。平和条約においてそういうふうになつておられると思ひますが、民間航空運送協約については、相互主義がとられていないように思ひますが、それはこの差がどうしてできたものか、それについて疑問を持っております。これをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○下田政府委員 まことにごもつともな点を御指摘くださいました。確かに通商航海条約についての平和条約第十二条の規定によりまして、相手国が日本に与える限度で、最惠国待遇を与えればよいことになつております。ところが第十三条(b)の方に参りますと、日本である一国が航空輸送についての特権を与えられておると、他のすべての国も、少くもそれと同一の特権を享有するということだけ規定してあります。相互主義の条件で、日本側の航空機が向うで受けるだけの特権を与えればよいというふうな対応した規定がないのは事実でございます。平和条約の折衝の際に——私、関係したしておりませんが、第十二条の通商航海条約の問題になりますと、現実に日本のビジネススマンも行つております。また領事官その他も行つております。従つて、譲渡と効の当初から相互的に最惠国待遇を与えるという問題が発生いたします。しかしながら、平和条約が締結されたときに、まだ日本の民間航空が外国にまで国際航空をやるというふうな問題が、現実の問題になつていなかつたからではないかというように推察いたします。それで御指摘

のよう不平等が起りますので、まさにその不平等を解決して相互主義に直すというのが、アメリカを初めとしたしまして、今後一連の国々との間に民間協定を締結して行こうという目的であります。この二国間の航空協定を締結いたしますと、今まで一方的に日本が与えておつた利益を、相互主義で日本も同様に得るわけでありまして、御質問の点は、まさにこの協定の最も重要な意義の点に關連して来る次第であると存じます。

○黒田委員 そういふわけで、とにかく条約面では不平等になつておつたと思ひます。そこで次にお尋ねしたいことがあります。アメリカはもとよりでありますが、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリア、フィリピン等の航空会社に対しては、わが国の領土内への乗入権を日本は認めております。わが国からのそれらの国に対する乗入権につきましては、これは、先ほどのお話によりまして、平和条約第十三条(a)は、わが国からの航空運送協定の締結の交渉の開始を妨げるものではないという御解釈でありましたが、そういたしますれば、こちらから適当に乗入権の獲得について交渉をすれば、条約上は決してできないことにはなつていないという解釈になるのであります。

二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約への参加の承認を申請し云々ということになつております。その他の協定についても規定をしてありますが、これは省略します。これはちよつとお聞きするだけでありますけれども、この平和条約の最初の効力発生後六箇月以内という期間にも過ぎたと思ひます。この条約への参加は、外務委員会ではまだ問題になつていないように思ひますが、この条約への参加の承認の申請だけはされておるのであります。外務当局としてはいつなさいましたか。

○下田政府委員 この平和条約の宣言の規定に基きまして、わが国は申請を規定通りに六箇月以内にすでにいたしておるわけでありまして、

○黒田委員 申請に対する相手方からの意思表示はどうなつておりますか。

○下田政府委員 実はこれが非常に困難な問題なのであります。と申しますのは、シカゴ条約の第九十三条だつたと思ひますが、これに、旧植民地の日本やドイツ等の加盟についてむづかしい条件があるのであります。それは、日本なりドイツなりが第二次大戦中に戦争した国のうち一国でも反対があつたらこの加入はだめだ。たとい多数決で日本の加入が支持されても、日本が侵略した国の一箇国でも、日本の加盟にオブジェクションを持ち出したらだめだといふ、日本にとつて不利な規定があるのであります。それで、実は結局国際民間航空機関の總會でできるわけでありまして、その前に国連總會でやはりこの問題を審議することになつておりまして、今回の国連總會で日本の国際民間航空機関加入の問題が取上

げられました。幸いにフィリピン一国の棄権があつただけで、他の国はすべて賛成してくれました。それでおそろく民間航空機関の總會は来年の六月ごろに開かれるのではないかとと思ひますが、日本の加入の見通しは、私どもが当初予想しておりましたよりも、樂觀的にこのごろ見通しておる次第でございます。

○黒田委員 そうしますと、正式にその条約の調印国となるまでは、平和条約第十三条の趣意で行く、こういうことになるわけですか、そういうふうな解釈してよろしうございしますか。

○下田政府委員 はあ。

○黒田委員 最後にもう一点だけお尋ねします。先ほど申しましたイギリス、フランス、カナダ、オーストラリア、フィリピン等の領域に対するこちらからの乗入権の問題ですが、政府は今そういうことをお考えになつておりますかどうか。現在では向うから来ていただくだけで、こつちの飛行機は行つていない。これは日本の実力上の關係でそれだけの航路が開けるかどうか、いろいろな問題がありましよう。またいろいろな政治的な問題もあるかと思ひますが、政府としては、これらの国に対する日本の民間航空の乗入権に關する問題に關して、積極的なお考えを持つておいでになつてまいらうか。現在何か計画があるのでありますし、うか、お答え願ひたいと思ひます。

○下田政府委員 カナダ、イギリス、オランダ、フランス、ベルギー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク等一連の国々と、目下航空協定の締結交渉をやつております。その締結交渉をやつておるといふことは、その協定の附表で定められます路線に、わが方

からも乗り入れることができる権利を確保しようといふことを目的としていられるわけでありまして、従ひまして協定ができませんれば、わが方も先ほど申し上げました国々の領域に、民間航空を乗り入れて行くことができることになる次第でございます。

○黒田委員 わかりました。これで質問を終ります。

○栗山委員長 あらためて逐条審議はいたしません。条文に關する御質疑がございましたら、お進め願ひます。ほかに御質疑はありませんか。——それは本件に關する質疑を終了するにといたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して、ただちに採決したいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○栗山委員長 御異議がなければ、さうに決定いたします。

それでは採決をいたします。日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件を承認すべきものと議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○栗山委員長 起立議員。よつて本件は承認することに決定いたしました。なお本件に關する委員会報告書の作成は、委員長に御一任を願ひたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○栗山委員長 御異議がなければさうといたします。

○栗山委員長 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を緊急に議題とさせていただきます。政府側から提案理由の説明を聴取いたします。中村外務政務次官。

五〇	七、四八〇	六、五五〇	五、六一〇	四、九一〇	四、二一〇	三、五一〇	三、〇四〇	二、五
七〇	二、三四〇	二、一三〇	一、九一〇	を	ス ラ バ ヤ	リ マ	九、三	九、九
五〇	七、四八〇	六、五五〇	五、六一〇	四、九一〇	四、二一〇	三、五一〇	三、〇四〇	二、五
〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七一〇	三、二二〇	二、七

に改め、備考一の番号及び備考二を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる政令は、廃止する。

一 在外公館増置令(昭和二十七年政令第三百三十六号)

二 在外公館の増置に伴う在勤俸の額の設定に関する政令(昭和二十七年政令第四百三十八号)

○中村(幸)政府委員 それでは在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容を御説明いたします。

すでに第十三回国会において、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律が制定せられ、昭和二十七年におきまして、大体において設置する見込みがあると考えられました。在外公館に限って、法律として制定せられたのであります。その後、相手国との交渉により、七在外公館、すなわち在中華民國日本国大使館、在ジャカルタ、在ラングーン、在ヘルシンキ、在ロンドン、在ブレストリアの各日本国領事館及び在リマ日本国領事館を増置する必要があると、右の法律が制定せられましたときに説明申し上げました通り、国会閉会中または特に緊急を要する場合であれば、政令により在外公館を増置することができるよう、在外公館増置法第二十四条第二項に規定してありますので、在外公館増置令をもってこれら在外公館を増置せられました。これに伴い、これら在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤俸の支給額を定める必要が生じたので、在外公館に勤務する外務公

務員の給与に関する法律第九条の規定に基づき、在外公館の増置に伴う在勤俸の額の設定に関する政令が制定せられました。従つて右第九条の規定に基づき、最近の国会たる本特別国会において、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する必要があるわけであり、

政府としましては、在外公館の設置については、必要最小限度にとどめ、たとい名目上のものといえども、これを制限いたしております。たとえば同一国に大使館が設置せられる場合は、領事事務に關しては、大使館の中に領事部を設け、大使館員をもつてこれを兼任せしめる方針であります。しかし相手国が、たとえば在ロンドン日本国大使館のように、大使館員をしてその肩書のもとに、領事事務を行うことに難色を示す場合は、法制上總領事館を設置しなければならぬ次第となるわけであり、

在ラングーン、在ブレストリアの三總領事館は、法律上すでに設置せられた大使館を外交関係上、特に相手国の国内政治的關係から總領事館として充足し、当面の領事事務を処理するとともに、将来の国交を促進せんとするものであり、また在リマ領事館も相手国の要求と領事事務処理の便宜のため、法制上設置するにとどまるものであります。またこれら在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤俸に關しては、實質的に新設と見られる在ヘルシンキ總領事館については、既設在外公館分について算定したと同じ方法で算定いたし、それ以外の六在外公館については、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律制定の際、すでに御審議いただいたものと同一内容のものであります。

以上が在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を提案する理由及びその内容の説明であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを願ひいたします。

○軍山委員長 これから質問を許します。

○安東委員 日本とフィンランドとの

最近の關係をちよつと説明してもらいたい。

○下田政府委員 私の主管ではございませんが、承知しておりますところだけ申し上げます。日本といいたしましては、ソ連並びに共產主義圏内にただいま在外公館を持ち得ないことはもちろんでございますが、外務省といいたしましては、それらの地域に出先を持たないことから来る重大な欠陥がございます。それはそれらの鉄のカーテンの向うの情勢が非常にわからない。この外交政策立案上必要な情勢判断の場所を求める必要があるわけでござい、その見地からいたしまして、鉄のカーテンの外にある便利な地域すなわちユーゴスラビアでありますとかフィンランドでありますとか、そういうところには在外公館を持ちたいという希望は前から持っております。しかしながら相手国との交渉を伴いませんと、本年には設置するに至りませんので、本年の初めからこのフィンランドにおける出先機關の設置の話し合いをしておたのであります。まだ先方も外交關係を開くといふほどの意思を持つておりませんので、さしあたり總領事館を相互に設置して、通商その他の事務をつかさどらせるようにすることが適當である、という兩國の意見が一致いたしました。このたびフィンランドに總領事館を置くということにいたしましたので、すでに先方からは總領事も参つております。日本からは油橋總領事が任命せられて、すでに先方に着任しまして活動を開始しております。これによりまして、さきのユーゴスラビアの公使館の設置と相ましまして、鉄のカーテンのこちら側に、外務省としては重要な出先をさらに一つ持ち得ることになった次第でありまして、外務省といたしましては、その点は非常に便利を感じつつあります。

○安東委員 これはまことにけつこうなこと、ぜひやらなければならぬこととてあります。もう一歩進め、やはりあそこには公使館を設置するように、ことにフィンランドが總領事館をつくることについて異議もない、また向うもすでによこしておるということは、ある程度の熱意を示しておることとてあります。なお努力して正常な外交關係を復活するようにやつていただきたいと思ひます。

○福田(昌)委員 ちよつとお尋ねいたしたいのですけれども、大使館と公使館との設置の基準になりますのは、ど

ういうものが基準になるのでございましょうか。

○下田政府委員 御承知のように、戦前の日本が持つておりました大使館の数よりも、戦後日本が持つに至りました大使館の数が、ふしぎな現象でございまして、はるかに多いのであります。私昨年の初めにヨーロッパに参りまして、オランダに一年余り在勤いたしておりましたときに驚きましたことは、戦前は大使館の数は非常に少かつたのでありますが、それが各国とも大使に格上げしております。これは各国とも自尊心もあると思ひますが、たとえばオランダのような国について見ますと、オランダは戦前はどの国とも大使を交換しておりませんでした。御承知のベルギーも第一次大戦まではどの国とも大使を交換しておりませんでした。それが第一次大戦でベルギーが連合国側で非常に敢闘したところから、ベルギーが大使を交換する国であるというように各国とも認めまして、ベルギーも大使を持つようになった。それと同じ理由で、第二次大戦中オランダが女王様以下亡命して非常に苦心さんたして、とにかく戦い抜いて、また女王様を迎えて再建に乗り出したという、非常にけなげなオランダの敢闘をアプリーシエートして、各国も大使を交換するようになったのであります。そこで私在外務事務所長としておりまして、外交再開後オランダに大使を置くべきか、公使を置くべきかという問題について、本省に意見を具申しなければならぬ地位に立ちまして、オランダ側は非常に日本から大使を迎えたがつておつたのであります。それはオランダの目から見まし

て、日本は何と申しましてアジアのリーディング・パワーであるというところが明らかでありますのと、もう一つは日本は旧オランダの植民地でありましたインドネシアに大使を置いておるではないか、今まで自分の領土の植民地であつた国に大使を置いていながら、本国のおれの方に公使——事実当時日本の新聞報道で、オランダには公使が置かれるという情報がありまして、非常にそのときオランダ政府、国民が不愉快に思ひまして、ぜひ日本からは大使を送つてくれという意思表示がございまして、それを取次いだような次第でございまして、そのような領土、人口から見まして、率直にいへば小国であつた国が、第二次大戦後行つてみますとみな大使を交換してゐる。何も日本の方から大使をたくさん出そうという希望に基いたものでなく、相手国側の事情から戦後大使館があつた。でございまして、それからお尋ねの大使館と公使館といふかなる基準によるかという点になりますと、こういう基準でございまして、一定の線を突はし示したかといふのであります。それ、当該国が国際的にいかなる地位に目されておるか、また当該国と日本国とはどういう関係であるかといふことを、やはり個々の国について検討いたしました。決定するよりはかな問題と存じます。

○福田(昌)委員 そういたしますと、相手国の日本に対する考え方、国際的な地位といふことが基準になる、かように考へてよろしうございませうか。そのような基準で考へて参りますと私も日本の大使館及び公使館の一覽表を見せただきますと、たとえばスカンジナビアの諸国でございまして、長い間世界平和のために貢献し、しかも戦前、戦後を通じて日本に非常に不利な場合に、スウェーデンのごときは日本の利益代表として、非常に日本のために努力をしていただいた国でございまして、こういう国に相かわらず公使館といふような、私たちが考へますと、大使館より低い地位に置いておるし、台湾には大使館を置くといふことは、日本の外務省の考え方としては、きわめて矛盾しているような感じがするのであります。当局としてはいかがお考へでございませうか。

○下田政府委員 スウェーデンはアメリカとイギリスが大使を交換してありますが、大部分の国とはいまだに公使でありますので、日本といひましては、スウェーデンと今ただちに大使交換になるというには多少時期が早いように思ひます。また台湾の問題は、これは前国会でもいろいろ御議論がございしましたが、わが方の考へといひましては、今は台湾しか支配してないけれども、中華民国という考へ方から申しますと、これは日本の隣邦で、歴史的にも非常に重要性を持つた国であるという見地から、戦前に大使を交換しておりましたと同様の見地から、やはりこれと大使を交換いたしまして、均衡を失ふところがない、そういう考へに基いておるわけでありませう。

○福田(昌)委員 御説明よくわかりましたが、私も多少意見を異にいたしておりました。たとえばスウェーデンのような、そういうスカンジナビアの国にこそ、日本が率先して大使館を置くべきであるといふことを私も

は考へております。また台湾にいたしますれば、これはまたまさに政府のお考へとあべこべでございまして、私も台湾のあの小さな島の蔣介石政権が、支那四億を代表する中華民国の政府とはどうしても考へられないのでございまして。そういうことが将来起るかどうかもわからないような、きわめて可能性の低い推定のもとに、先んじて日本が大使館を置くといふことは、どう考へても私も賛成できない点でございまして。外務省におかれましては、もう一応御反省をお願いいたします。

次に御尋ねいたしたいのは大使館と公使館の仕事の内容、これはいかなる内容の仕事を取扱うのでございませうか、その事務の内容をお伺ひいたします。

○下田政府委員 事務の内容は、大使館と公使館とは全然差異がございせん。ただ国際法上認められたランクの違いがあるだけでございまして、事務の内容は全然同一でございまして、ざいいたしますが、日本の外交陣営といふものは、私たち民間人から考へますと、戦前ですら非常に軟弱外交で、お体裁外交だといわれておりましたが、現在はおそれがひどいのではないかとこの感じがいたすのでございまして。日本は在外公館として、私どもがざつと考へましても、気持よく動いていただけるのは、ヨーロッパでは英国とスカ

ンジナビアの公使館くらいではないかといふことを考へさせられるのでございまして、いたずらにスタイリストで、お体裁ぶつていて、お行儀ばかり知つておつて、日本人の体面といふことになりまして、きわめて卑屈であるという印象を、私どもは外交官から受けるのでございまして。ことに外国へ参りますと、日本の大使館、公使館へ行つて、私たちは不愉快に思うことが非常に多い。むしろ外人にいろ／＼なお世話の御配慮を願つた方が、よつほどさばきがよくて親切だという印象すら受けるのでございまして。日本人でさえそうでございまして。こういうような在外公館を置いておつて、しかもそういう陣営によつて日本の外交陣営を固められていくといふことは、日本の外交政策として非常にマイナスだといふことを感ずるのであります。この点もどうか外務省としては、そういう人となりの問題もありましようが、人選においてもまた事務の取扱ひにおいても、十分慎重な御配慮を願ひたいといふことを、希望として申し上げておきます。

○栗山委員長 一応御質問が終つたやうであります。ほかに御発言がございしますれば、どうぞお願いいたします。

○田中(総)委員 私ども社会党左派として、政府原案に對しまして修正案を出します。修正案を私から朗読いたします。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案に對する修正案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中「」を在連合王国日本国大使館に、」を削る。

在連合王国日本国大使館
在中華民國日本国大使館
連合王国 ロンドン
台湾 台北

第二条中「大使館の項中」連合王国 一八、三〇〇 一二、五〇〇

一、一〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇
四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇

連合王国	一八、三〇〇	一二、五〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇
中華民國	一四、五〇〇	一二、一〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇

六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇
六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇

二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇

番号及び備考二を削る。」を「改める。」に改める。

そういうわけで修正案を出すのでありますが、その趣旨を弁明いたしたいと思ひます。中華民國と申しますのは、端的に申し上げますと、現在台湾にわずかに残存しておりますところの蔣介石政権のことをさすものだと思ひますが、われわれは隣邦中國というものを考えました場合には、こういう残存政権を相手として外交の回復をはかるといふことは、かえつて今後長きにわたる日本、中國の友好關係にかんがみて、非常に憂慮すべき事態を惹起すると思ひます。

御承知のごとく、現在中華人民共和國というのが建国いたしまして、すでに三年間以上を経過している。三年間の実績に徴しましても、この政府は中

交を進めて行くことができないと思ふのであります。私もはそういう根本的な立場から、台北に在中華民國日本国大使館を設置することに對しましては反對するのであります。これが私の修正案の趣旨であります。

接な關係があるのであります。今後一層日本国といたしましては、中華民國と貿易その他の關係を推進して参らなければならぬと考へるのであります。かような既成事實のもとにおきまして、突如として中華民國大使館を削除するといふ御提案に對しましては、政府といたしましては、應ずることができないのであります。

以上簡單であります。政府の意見を申し上げます。

○安東委員 だいたいの社会党左派の修正案の御趣旨は、一応拝聴いたしました。が、すでに中華民國との間に講和條約ができておる。そして外交機關を設備するのは當然のことなので、その場合に大使館を置くか、公使館を置くかという問題はあるでしょうが、ここから全然抹殺してしまうというところは意味がない。それと同時にやはり従来の伝統もありまから、台北に大使館を置くというところは、けつこうなことなのです。將來中共を承認したあかつきには、また考へられることとありますけれども、目下の問題としてこれに反對すべき理由はないと思ひますので、遺憾ながらこれには賛成しかねるのであります。

○帆足委員 だいたいの次官のお答えでは、どうも本質的な問題に觸れておりませんので、これはやはり外務大臣がお見えになつたときでないと無理ではないでしょうか。

○林政府委員 お答え申し上げます。これは結局私どもの考へていたしましては、この行政協定の第三条を、ごらんになりますと、行政協定の第三条の1には、合衆國は施設及び区域内において、これを防衛する權利、権能、権限を有するといふことがございます。従いまして、合衆國側といたしましては、もちろん軍隊の駐在を認められております。その軍隊が武装しておること、これは常識だと思ひますので、ごまが、この合衆國側が日本の施設、区域内におきまして、自己の軍隊をもつてそれを防衛する。あるいは日本人の雇人を雇つた場合において、それに武器を持たせる、こゝまでこの第三条の趣旨において認められた趣旨であらうと考へるわけですが、當然合衆國側の定めるところによつて、そういう防衛の措置をとるといふことを認めた趣旨だらうと思ひます。従いまして、銃砲刀剣類等所持取締令には、法令により職務として持つ場合には許すといふことになつておりました。——法令という意味は非常に広い意味でございますが、法規上認められておればよろしいという意味でございますので、行政協定第三条から出て来るものとして、やはり正當に持つておるものと考へざるを得ないと思ひます。ただこの点につきましては、しからば行政協定に伴つていふ立法の際に、なぜ立法をしなかつたかという御疑問も起るか存存するのであります。これは事情を申し上げますと、武装ガードの

○栗山委員 次にもう一つ臨時に並木芳雄君の質問に對して、ちようど林法制局長が見えておりますから、宿題になつておる回答を願ひます。

○並木委員 林さんはこの前おりましたので、私の質問がよくわかつていないと困りますから簡単に申し上げますが、今全国駐留軍に勤めておる民間警備員、CPと申しますものが約三万名おります。その方々にはアメリカの命令と稱して銃砲が持たされておるわけですが、ところが、先般起つた事故のときに、はしなくも、日本人は銃砲刀剣類等所持取締令にひつかかつて持つことができないのではないか、それに違反するのだという疑問がここに起つたわけですが、それでどうしてもこの疑問を解決しておいていただかな

いと、三万人に上る多数の日本人が、去就に迷うという事態ができて参りましたので、はつきりひとつその点を説明しておいていただきたいと思います。

○中村(幸)政府委員 社会党左派から、中華民國大使館を削除するような修正案が御提案になりました。本件に關しましては、すでに本年八月五日、中華民國と日本國との間におきまして、平和條約が締結せられて、すでに非常に緊密な間柄にあり、経済的にもあるいは地域的にも、きわめて密

○栗山委員 次にもう一つ臨時に並木芳雄君の質問に對して、ちようど林法制局長が見えておりますから、宿題になつておる回答を願ひます。

○並木委員 林さんはこの前おりましたので、私の質問がよくわかつていないと困りますから簡単に申し上げますが、今全国駐留軍に勤めておる民間警備員、CPと申しますものが約三万名おります。その方々にはアメリカの命令と稱して銃砲が持たされておるわけですが、ところが、先般起つた事故のときに、はしなくも、日本人は銃砲刀剣類等所持取締令にひつかかつて持つことができないのではないか、それに違反するのだという疑問がここに起つたわけですが、それでどうしてもこの疑問を解決しておいていただかな

問題につきましては、実は日米合同委員会におきましても、日本側も多少違つた意見を持つておりまして、今折衝中でございます。そういう関係もございまして、日本側が先に立法措置をとつてしまひますと、その点日本側として向う側の意見をコミットしたという事になります。さように考えまして、国内の立法措置は今とつておりません。しかしながら、ただいま申し上げましたように、銃砲刀剣類所持取締令に關しましては、行政協定第三条に基いて解釈できる、かように考えております。法令により職務として持つてゐる、こういう解釈に入ると考えております。

○並木委員 持つていてもさしつかえないということですね。

○林政府委員 現状におきましてはさうでございます。

○栗山委員長 次会は明後金曜日午前十時から開くことといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

〔参 照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕